

防犯灯の移管手続き等の 概要について

令和 8 年 4 月 2 1 日
八尾市 危機管理課

●防犯灯の現状と課題

現在、防犯灯の新設・維持管理は町会が実施



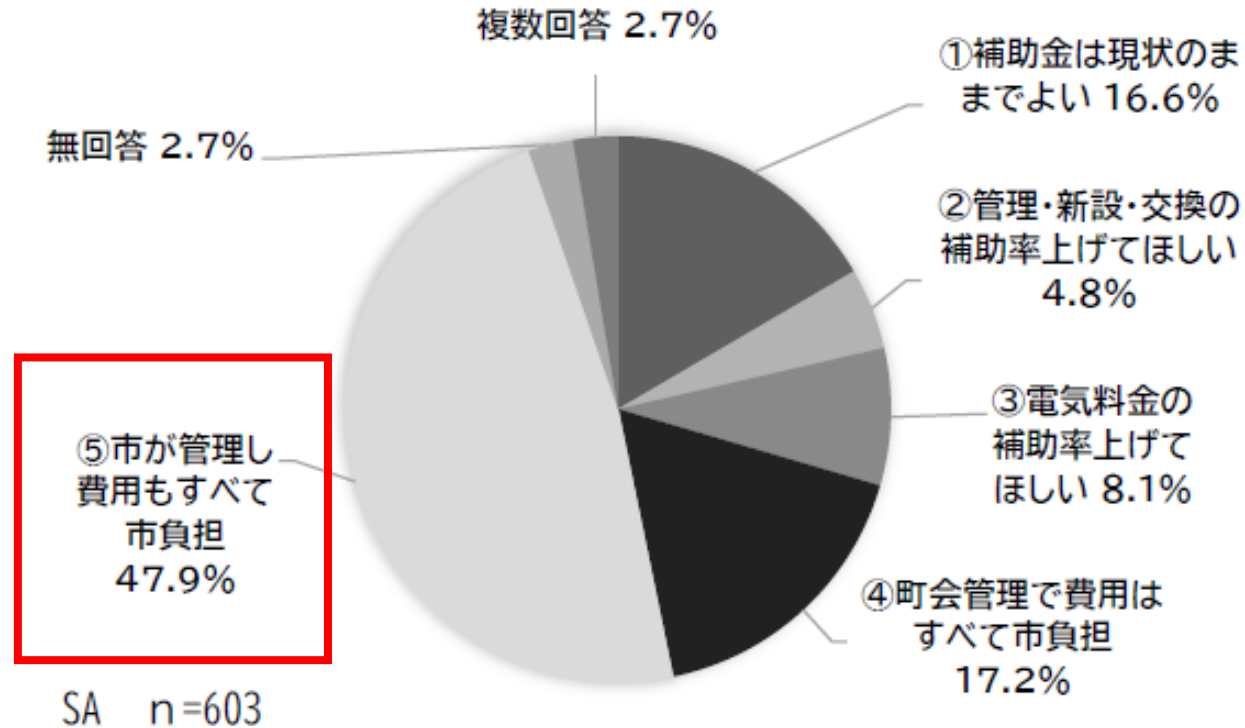
しかしながら、近年課題が生じている。

- ①防犯灯器具の価格や電気料金の上昇
- ②町会加入率の低下
- ③今後、既設のLED防犯灯の大量の取替が予想

●防犯灯の現状と課題

問5. 今後の防犯灯の運営等について、あなたの考えに最も近いもの1つに○をつけてください。

- 「⑤市が管理し費用もすべて市負担」の割合が47.9%で多くを占めています。



※回答者全体の約半数が「市での管理」を望んでいる

【コミュニティ政策推進課が実施した「町会活動に関するアンケート 調査結果報告書について（令和6年10月実施）」より抜粋 調査対象者：八尾市自治振興委員 741 名】

●課題解決に向けて

以上の現状や課題を踏まえ、以下3点を決定しました。

①町会が移管を希望する防犯灯については、

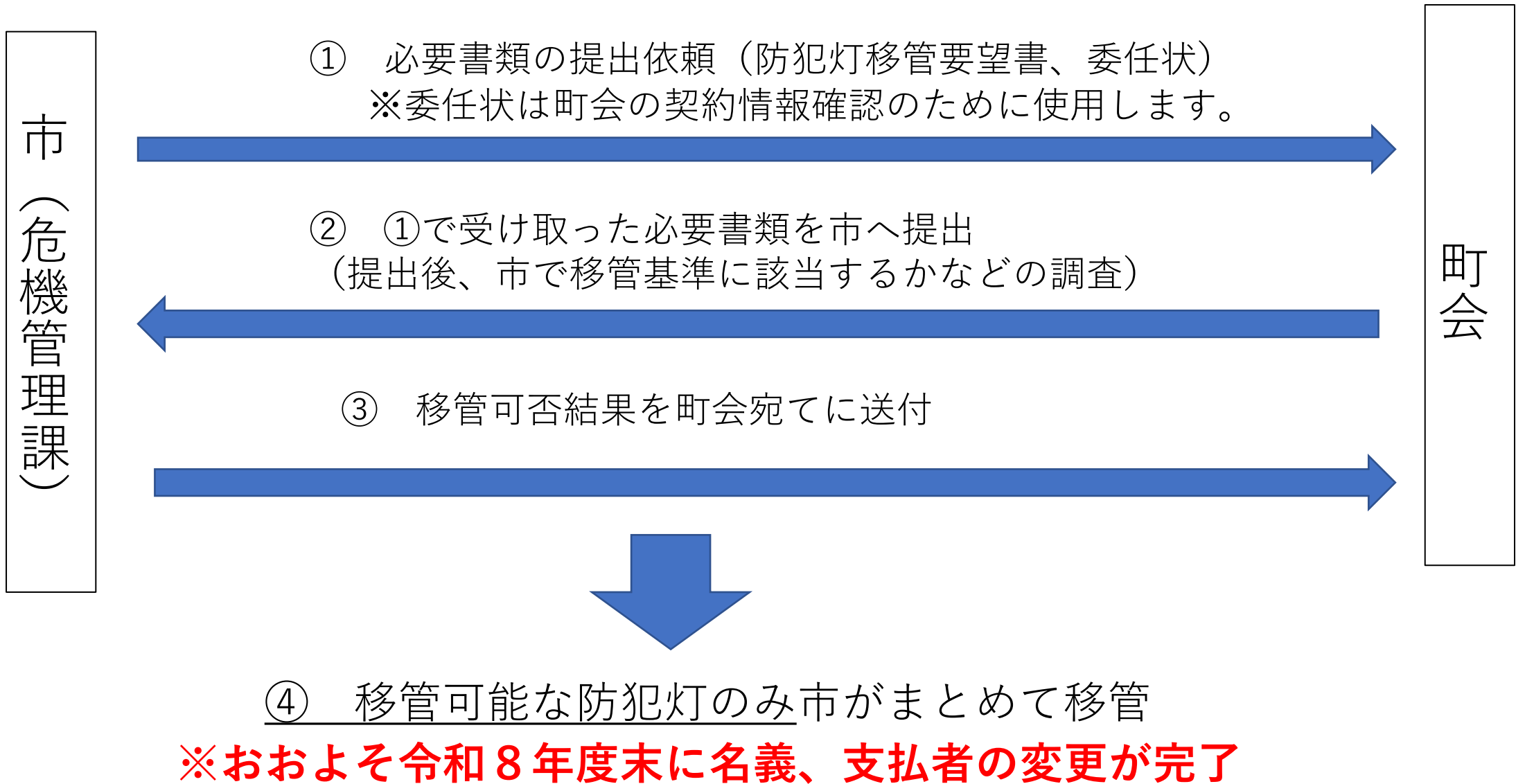
市へ移管

②市による**防犯灯の新設**

③防犯灯電気料金の**全額補助**

防犯灯の市への移管について

●防犯灯の移管手順について



●防犯灯の移管について

移管できる防犯灯

- ・ 町会が所有しているもの
- ・ 電力会社の料金契約種別が原則「公衆街路灯契約」のもの
- ・ 不特定多数の人が通行する公共の道路等を照らしているもの
- ・ 電柱もしくは専用柱に設置されているもの
- ・ 私有地に設置されている場合は、土地所有者から無償での使用の承諾を得ているもの

●防犯灯の移管について

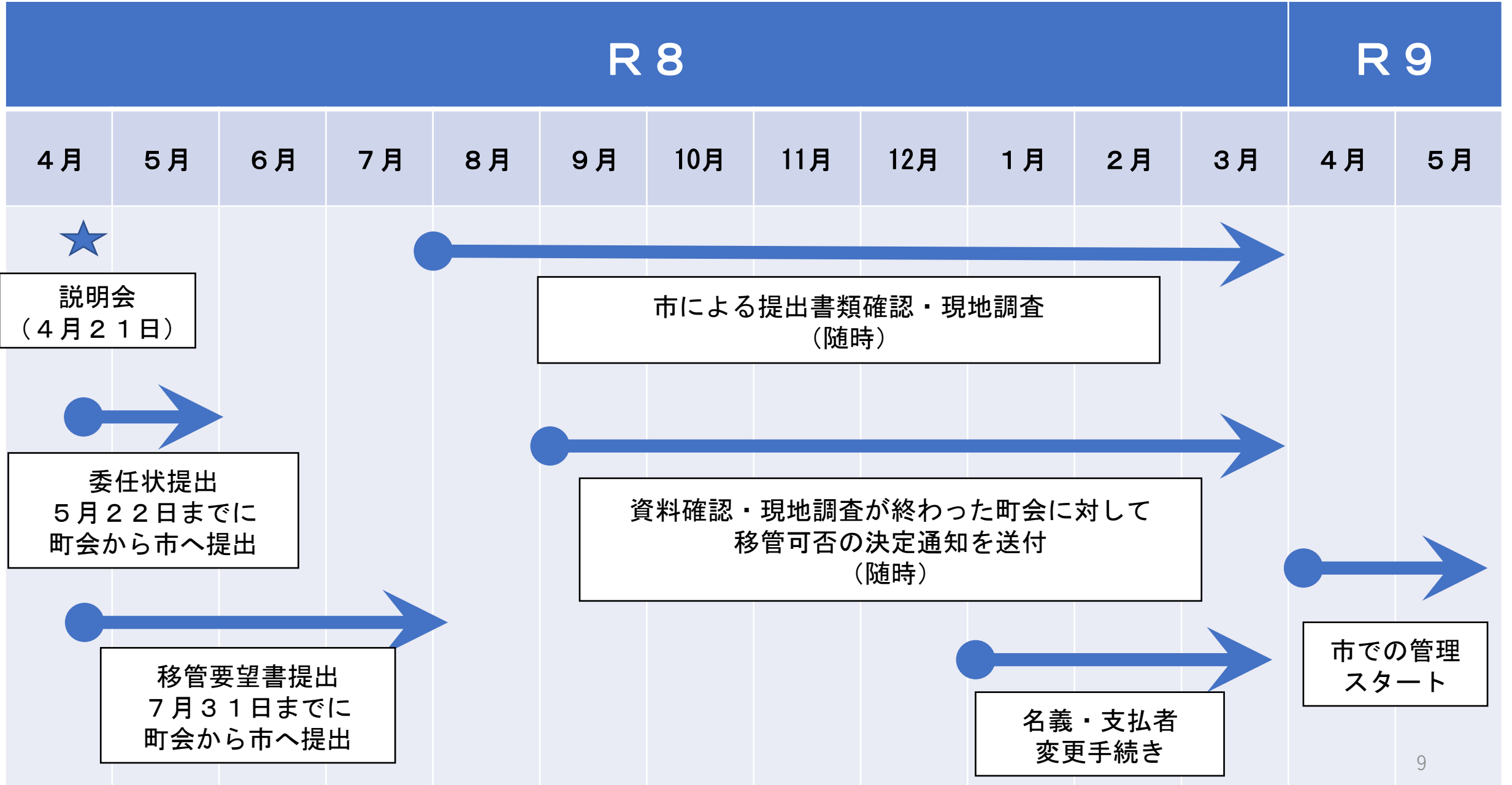
移管できない防犯灯

- ・ 個人や法人が所有しているもの
- ・ 特定の人が通行する道路を照らしているもの
- ・ 私有地を照らしているもの
- ・ 公共の道路を照らしているが、私有地に設置されており、所有者の許可がないもの

(※私有地所有者の許可がある場合はこの限りではない)

- ・ 所有者（電気料金支払者）が特定できないもの
- ・ 故障しているもの又は著しく老朽化しているもの
- ・ 民家の壁や外壁に直接設置されているもの

●令和8年度スケジュールについて（移管） ※申請書類は資料3を参照



●町会のみなさまへの依頼事項（移管について）

- ①委任状の提出（5月22日まで）
- ②町会が所有する防犯灯の内、移管希望する防犯灯の選定
- ③移管希望する防犯灯がある場合、移管要望書の提出
（7月31日まで）

防犯灯の新設について

●防犯灯の設置基準について

今後は市で設置基準を設け、それに基づいて適正な場所に配置していく。



(主な設置基準)

- 設置場所は、多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。
- 灯具は、原則電柱に設置する。
- 防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね 25 メートル以上とする。※屋外照明とは、防犯灯や道路照明灯、建物照明等の屋外空間に設置されている照明器具をいう。

●防犯灯の新設要望について

設置エリア	申請者
町会がある場合	町会長
町会がない場合	要望場所周辺に居住する住民

※どちらも設置場所周辺住民等の同意が必要です

※申請書類は資料4を参照

●令和8年度スケジュールについて（新設）

R 8

4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

1月

2月

3月

5月より随時、要望受付

★
説明会
(4月21日)

防犯灯新設までの流れ（イメージ図）

新設要望



現地調査



設置可否判断



設置

※全て市が実施

防犯灯電気料金の全額補助等について

●防犯灯電気料金等補助金について

種類	現行	改正後
一般防犯灯	1 灯につき1,290円	負担した電気料金の の全額補助
特別防犯灯	1 灯につき2,400円	
球交換	1 つにつき750円	1 つにつき750円

●防犯灯電気料金補助額算定について

(現在の必要書類)

- 申請書
- 領収書 (10月分)
- 請求内訳書 (10月分)
- 防犯灯の位置図
- 振込先通帳のコピー



(令和8年度の必要書類)

- 申請書
- 領収書 (4月分～12月分)
- 請求内訳書 (4月分～12月分)
- 防犯灯の位置図
- 振込先通帳のコピー

2月中旬を提出期限とし、申請書類を精査した後、3月中頃を目途に補助金の支給を行う予定です。

●防犯灯電気料金補助対象について

(補助の対象であるもの)

- 町会が所有しているもの
- 不特定多数が通行する道路等に設置されているもの
- 関西電力との契約種別が原則「公衆街路灯」契約であること

●防犯灯電気料金補助対象について

(補助の対象でないもの)

- 個人や事業所などが所有しているもの
- 個人の家や駐車場などを照らしているもの
- 関西電力との契約種別が「公衆街路灯」契約ではなく、私有地を照らしているもの

●防犯灯整備補助金について

整備補助金の補助額に変更はありません。

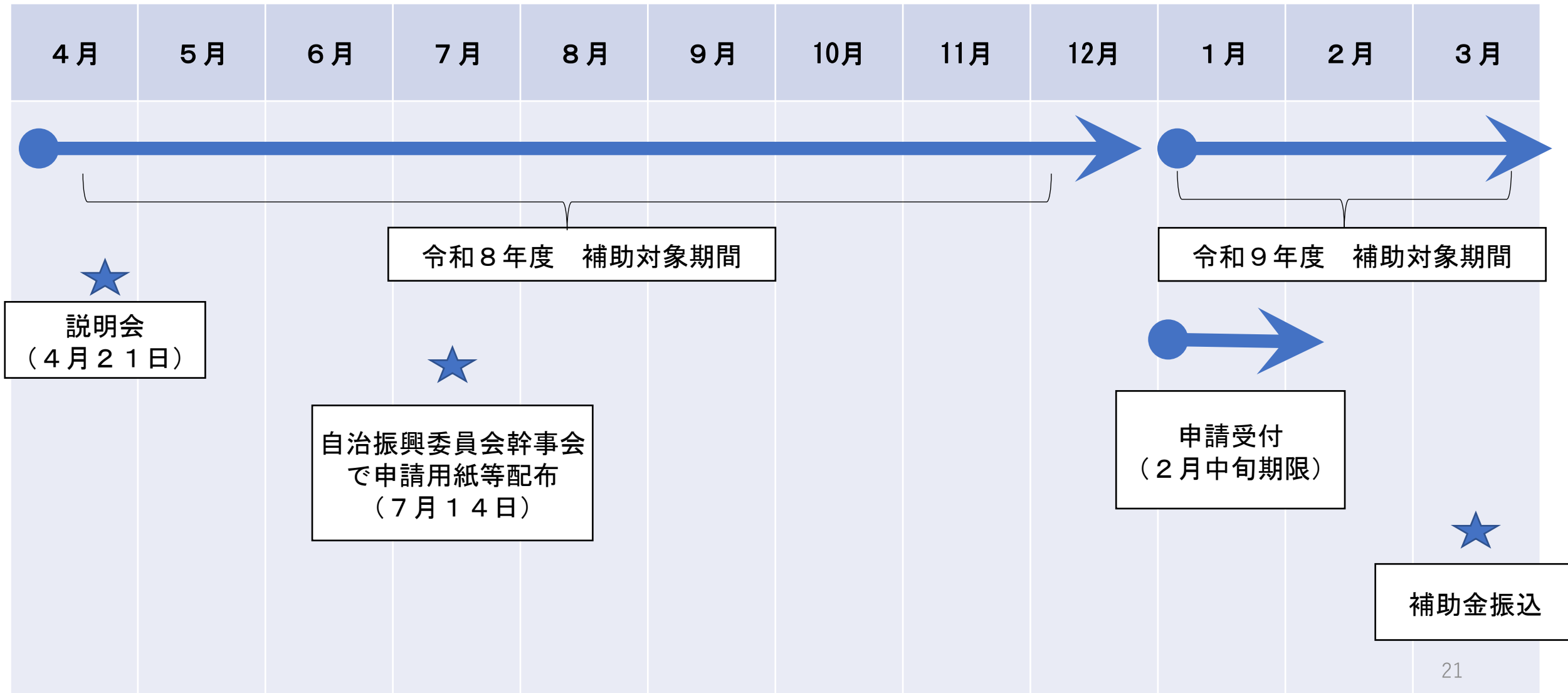
ただし、今年度より設置基準を設けています。

(主な設置基準)

- 設置場所は、多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。
- 灯具は、原則電柱に設置する。
- 防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね 25 メートル以上とする。※屋外照明とは、防犯灯や道路照明灯、建物照明等の屋外空間に設置されている照明器具をいう。

●令和8年度スケジュールについて（補助）

R 8



●防犯灯にかかる電気料金補助について

【令和8年度】

- ・補助対象期間：令和8年4月～12月分（9ヶ月分）
- ・補助申請年度：令和8年度
- ・補助金支払：令和9年3月支払

【令和9年度】

- ・補助対象期間：令和9年1月～3月分（3ヶ月分）
 - ・補助申請年度：令和9年度
 - ・補助金支払：令和9年度4月以降支払
- ※引き続き町会により防犯灯を維持管理していく場合は、令和9年1月～12月分の補助を申請ください

※年度（4月～翌3月）と補助対象期間（1月～12月）でズレがありますのでご注意ください

●町会のみなさまへの依頼事項（補助について）

- ①令和8年4月分から令和8年12月分の領収書
と請求内訳書の保管
- ②防犯灯の契約区分の確認
(原則、補助できるのは公衆街路灯のみ)
- ③令和8年度の補助申請
(令和8年7月14日に案内)
(令和9年2月中旬申請期限)